

令和元年台風第19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書

台風第19号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防決壊や越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に多数発生し、各地に甚大な被害がもたらされた。京都府においても、京都府道281号八幡城陽線上津屋橋（通称「流れ橋」）が流出し、生活に支障が生じている。

現地の実情に対応した「被災者第一」の視点で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が必要である。

については、国におかれては、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川での「改良復旧」による堤防強化など、次の事項についてソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを強く求める。

- 1 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など、弾力的な運用を行うこと。
- 2 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
- 3 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 4 風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 5 復旧作業の進捗を見極めつつ、切れ目のない補正予算の編成について適切に判断すること。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画どおりの遂行と、「予防型防災」として期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	萩生田 光 一 殿
厚生労働大臣	加 藤 勝 信 殿
農林水産大臣	江 藤 拓 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉 殿
環境大臣	小 泉 進次郎 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
復興大臣	田 中 和 徳 殿
国家公安委員会委員長	武 田 良 太 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫